



この明細書は、短縮特例承認資産（青色申告者が有する所得税法施行令第 130 条第 1 項の承認に係る減価償却資産をいいます。以下同じ。）の一部について、これに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合に、「所得税の短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書」と併せて提出します。

- 1 「整理番号 a」欄には、一連番号を付します。なお、更新資産については、その一連番号を○で囲みます。
- 2 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類及び構造若しくは用途又は平成 20 年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる設備の種類を記載します。
- 3 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なるごとにその名称を記載します。
- 4 「数量 e」欄には、3 の資産の数量を記載します。
- 5 「法定耐用年数 f」欄には、その個々の資産が含まれる減価償却資産について所得税法施行令第 130 条第 1 項の適用を受けないこととした場合に適用される法定耐用年数を記載します。
- 6 「取得価額 g」欄には、3 の資産の取得価額を記載します。また、「取得価額 g」欄の合計額を「計」欄に記載するとともに、3 の資産のうち一の計画に基づく更新資産の「取得価額 g」の額の合計額を内書きします。
- 7 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎」欄には、3 の資産につきこの届出により所得税法施行令第 130 条第 7 項の規定の適用を受けようとする年の 12 月 31 日までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にはその年数の合計（1 年未満の端数を切捨て。）を記載します。

この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の旧耐用年数省令別表第二に掲げる耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和 40 年 4 月国税庁公表「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載します。
- 8 「年要償却額 k」欄には、3 の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」の年数で除して算出した金額を記載するとともに、その合計額を「計」欄に記載します。
- 9 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間 n」の「計」欄には、「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数（1 年未満の端数を切捨て。）を記載します。
- 10 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 o」の「計」欄には、みなし承認を受けようとする耐用年数を記載します。
- 11 「算出未経過使用可能期間 p」欄には、「未経過期間対応償却基礎額 m」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数（1 年未満の端数を切捨て。）を記載します。
- 12 「帳簿価額 r」欄には、更新資産を取得した日の属する年の 12 月 31 日における個々の資産の帳簿価額を記載します。
- 13 「所在地 s」欄には、その資産の所在する場所を記載します。